

公共施設予約システム導入業務審査要領

1 趣旨

この要領は、公共施設予約システム導入業務公募型プロポーザル実施要領による委託事業者の選定にあたり、応募者から提案のあった内容の審査に必要な事項を定めるものとする。

2 審査の方法

審査は申請書類について以下の方法により行うものとする。ただし、審査員は、自己及び3親等以内の親族に利害関係のある事業の審査については、自主的に審査から外れるものとする。

(1) 審査基準

- ① 審査項目、審査内容並びに配点は、別表1のとおりとする。
- ② 総合評価点は、100点を満点とする。

(2) 採点方法

審査員は、申請書類の内容について、(1)の審査基準に基づき、審査内容ごとに採点を行い、評価点を整数で記入する。

(3) 選定方法

- ① 各審査員採点による総合評価点の6割を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選外とする。
- ② ①の条件を満たす者のうち、各審査員の総合評価点の合計が最も高い評点を得た者の提案を採用するものとする。なお、総合評価点の合計が最も高い参加者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。
- ③ 見積書の金額が提案上限額を上回る場合は選外とする。

3 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は協議のうえ決定する。

附 則

この審査要領は、令和7年12月1日から施行する。

別表 1
審査基準

評価項目	評価視点	指 標	配点
実施体制	業務実施に必要な知識・経験	同種・類似業務の実績 等	10
プロジェクト管理	プロジェクト管理の妥当性	人員数、配置、構成、役割分担、工程表の実現性等	10
システム要件	利便性	利用者の利便性向上	10
		付加機能の充実度	20
	操作性及び効率性	職員の操作性、事務処理の効率性等	10
フォローアップ	導入後のフォローアップ	拡張性、サービスレベル等	10
	業務改善の提案	導入後の業務改善の支援、提案等	10
価格評価	見積書の価格点	機能等に対する価格評価	20